

年金Q&A

A は、国民年金の被保険者などが
亡くなつたときに死亡した人に
生計を維持されていた子のいる
妻又は子に支給されます。（金
額は下表参照）

Q 収入が多いと
亡くなつたとき、国民年金の被保険者で、
主人が国民年金の被保険者で、
加入期間すべて保険料を納めら
れていたよですでの支給要件
は満たされています。

収入が多いと 遺族年金は 受けられないの？

遺族基礎年金の年金額

- ・子のある妻が受ける場合 101万1,500円
- ・子が受ける場合 78万5,500円

あなたの場合、亡くなつたご主人が国民年金の被保険者で、加入期間すべて保険料を納められたよですでの支給要件は満たされています。

また、あなたの年収は600万円で生計維持の認定基準である850万円を超えていませんので、亡くなつたご主人に生計を維持されていたことになり、お子さんが18歳になる年度末（高校卒業）まで遺族基礎年金が受けられます。

子のある妻が受ける場合は子の加算額がプラスされ子が受ける

ときには2人目以降の子について加算額がプラスされます。

（子のある妻が受ける場合）

子の数	基本の額	加算の額	加算後の年金額
1人	785,500円	226,000円	1,011,500円
2人	785,500円	452,000円	1,237,500円
3人	785,500円	527,300円	1,312,800円

子の数	基本の額	加算の額	加算後の年金額
1人	785,500円	0円	785,500円
2人	785,500円	226,000円	1,011,500円
3人	785,500円	301,300円	1,086,800円

また、平成6年の年金法の改正により、65歳になるまで加入しても受給に結び付かない人は、更に70歳までの最高5年間任意加入することが特例的にできるようになりました。対象となるのは、昭和30年4月1日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たすまでの間加入できます。

今まで納付した保険料を無駄にしないためにもこの制度をご利用ください。

くわしくは、年金係（内線247）へお問合せください。

国民年金の加入期間は、通常20歳から60歳になるまでですが、納付期間が不足している場合60歳から65歳までの5年間任意加入し、期間を増やす制度があります。



年金不足とあきらめないで
70歳まで加入できます

国民年金を受給じむよ！

強制加入	任意加入	任意加入 (受給権取得まで)
60歳	65歳	70歳

現行の措置

特例措置
(昭和30年4月1日以前
に生まれた人が対象)